

公開用

令和2年10月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和2年10月20日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和2年10月20日	火曜日
II	場 所	春日部市教育センター	2階 視聴覚ホール
III	開 会	14時05分	
IV	閉 会	14時50分	

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	岡田 新司
委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	宗広 則行
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	舘野 俊之
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
指導課教職員担当課長	小野 誠

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
文化財保護課長	中野 達也
スポーツ推進課長	野口 美明
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	芦野 太朗

Ⅷ 署名委員の指名
水沼委員

Ⅸ 会議に附した議案

- 議案第 38 号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について
- 議案第 39 号 春日部市学校運営協議会規則の制定について
- 議案第 40 号 春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第 41 号 春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について
- 議案第 42 号 春日部市公民館条例施行規則の一部改正について
- 報告第 45 号 春日部市史編集委員の委嘱について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから10月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第38号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

白石館長、お願いします。

白石学校教育部参事（兼）市民文化会館長

提案理由の説明の前に、議案書の訂正についてお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、議案書17ページをご覧ください。

様式第6号の2（第7条関係）、春日部市民文化会館利用変更許可書でございますが、枠の中の3段目、許可条件等の右側の記載中、2行目の終わりから3行目のはじめにかけて、その他やむを得ない理由によりとありますが、正しくは、その他のやむを得ない理由によりでございました。

その他の次に、のを加えていただきたく、お願い申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第38号、春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、人事配置における職の追加等に伴い、職の設置の規定等を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

第3条第2項及び第4条第2項の改正は、職員の職に主幹を追加するものでございま

す。

次に、第7条の改正につきましては、市民文化会館の施設の使用許可に用いております使用許可書等の様式の改正、並びに公共施設予約システムで使用している様式を新たに規定するものでございます。

様式の改正、追加につきましては、4ページから17ページにかけて順次記載してございます。

このうち、様式の改正につきましては、議案書8ページの様式第3号、春日部市民文化会館使用許可書及び15ページの様式第6号、春日部市民文化会館使用変更許可書でございますが、両様式の左下の使用条件欄に、選挙事務対応、避難所等開設作業、感染症拡大防止対策その他のやむを得ない理由により、施設が使用できない場合がございますを追記するものでございます。

この理由につきましては、一例でございますが、昨年10月の台風19号の際、急遽、全ての公共施設を臨時休館し、避難所を開設した経緯がございました。また、本年4月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸館を休止にしたところでございますが、このような不測の事態発生の際には、利用者が施設を使用できなくなる状況が想定されますことから、あらかじめ利用者に対しまして施設を利用できない場合を周知するために許可書様式に追記したものでございます。

また、このたび新たに追加する様式のうち、10ページの様式第3号の2、春日部市民文化会館使用（利用）許可書及び17ページの様式第6号の2、春日部市民文化会館利用変更許可書の許可条件等の欄につきましても、同様事項を明記したところでございます。

最後に、議案書18ページをご覧ください。

附則でございますが、施行期日を公布の日からとし、また経過措置といたしまして、この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとしてございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、この後の議案第40号、春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正について、議案第41号、春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について及び議案第42号、春日部市公民館条例施行規則の一部改正についてにつきましても、共通の公共施設予約システムを使用しておりますことから、様式の改正及び様式の追加につきましては、同様な理由によるものでございます。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

金森教育長職務代理者

議案書18ページの附則の第2項に、この規則の施行の際現にあると書かれておりますが、際と現の間に句読点は入らないのでしょうか。

鎌田教育長

白石館長、お願いします。

白石学校教育部参事（兼）市民文化会館長

附則の第2項の部分でございますが、読み方といたしましては、この規則の施行の際と本来であれば点が入りますが、条例上の作りから点が入らないものです。

以上でございます。

金森教育長職務代理者

分かりました。

ありがとうございます。

鎌田教育長

法令上の書きぶりで、ここには点が入らないのだけれども、意味合いとしては、ここで区切るので、つつい際現と続けて読んでしまいがちですが、この記載のとおりということですね。

白石館長、お願いします。

白石学校教育部参事（兼）市民文化会館長

はい。

鎌田教育長

他にはありませんか。

水沼委員

議案第38号、40号、41号、42号と、同様な理由で規則の一部改正をされるとの説明がありましたが、この中で使用料の減免という言葉が議案第41号に出てまいります。減免規定の対象となるものについては、どのようなものがありますか。

鎌田教育長

白石館長、お願いします。

白石学校教育部参事（兼）市民文化会館長

一般的に減免と申しますのは、学校行事や行政での利用がございます。利用の主旨を限定して減免規定を設けております。

ただし、現状、市民文化会館におきまして減免規定は設けておりません。このことから、市民文化会館における学校行事や行政での利用の際には、使用料をいただいております。

これとは別に、市としての特例で障害者等の利用に係る公の施設の使用料の減免条例がございます。こちらの適用を受ける場合には、障害者個人で利用する場合等、使用料及び駐車場使用料が免除となります。

また、障害者団体が使用する場合には、使用料の額の2分の1に相当する額を減額しているところでございます。

以上でございます。

鎌田教育長

水沼委員、お願いします。

水沼委員

減免規定を設けてなくて、免除をするということですね。

学校で利用するもの、音楽祭や合唱祭で利用する際、減免規定を設ける必要はないのですか。

鎌田教育長

白石館長、お願いします。

白石学校教育部参事（兼）市民文化会館長

近隣の会館施設の状況をみてみますと、越谷市と幸手市には減免規定がございます。

春日部市民文化会館につきましては、昭和58年4月に開館いたしましたが、開館より現在まで減免規定は設けずに運営しているものでございます。

以上でございます。

鎌田教育長

水沼委員、お願いします。

水沼委員

何か釈然としない部分があるのですが、減免規定は設けていないが障害者には減免しているという解釈になります。できましたら減免規定を市民文化会館、視聴覚センター、体育館、公民館にも、このようなものを整理する必要はないのでしょうか。

鎌田教育長

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

減免の規定は、施設によってという部分はございますが、視聴覚センターにつきましては、春日部市視聴覚センター条例第13条で、市長が必要があると認める時は、使用料を減額し、又は免除することができる。と規定があるので、この規定を受けて、今回ご審議いただく規則の中で、第9条において設けております。この中では2種類設けておまして、（1）本市が主催又は共催する事業のために利用するときという条件。（2）春日部市立小、中、義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために利用するとき。この場合には使用料の減免が対象となります。

先ほど白石が申しましたが、これ以外に市の公共施設については、障害者や障害者を扶養する者、介護者並びに障害者団体が公共施設を利用する際は、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例がございまして、公共施設については障害者については一律減免が適用されるということになっております。視聴覚センターについては個別に規定を持っていて、それ以外に障害者の減免も行っているという実情でございます。

以上でございます。

鎌田教育長

水沼委員、お願いします。

水沼委員

理解できるものと、釈然としない所がありますね。

鎌田教育長

岡田委員、お願いします。

岡田委員

水沼委員の質問に追加なのですが、市民の方々に、この減免制度は周知徹底されていいますか。

規則等を作っているけれども、それを知る方法があるのでしょうか。例えば市民文化会館を使う時、このような条件なら必要なお金がかからないとか、こういうことが徹底されていなければ、ただの決まりごとになってしまうような気がします。

制度を知ってる人、知らない人と差ができてしまっただけでは困りますね。

鎌田教育長

白石館長、お願いします。

白石学校教育部参事（兼）市民文化会館長

それぞれの施設におきまして、ホームページの掲載をしております。それに加え、従来よりチラシによる啓発を行い、周知しております。

以上でございます。

鎌田教育長

条例は議会で議決を得ますが、規則はそれぞれの担当課で所管していると思います。市長部局も含めて不揃いの部分があるかもしれません。

この38号議案後に、40号以下それぞれ教育委員会の中でも担当課が違うので、これを機会に市長部局と連携しながら、条例との関わり、一方で視聴覚センターでは独自の規則の中に減免を設けているということもありますので、その辺の整理と市民への周知ということも併せて今後、検討しておいてください。

よろしいでしょうか。

水沼委員

はい。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第38号 春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第39号 春日部市学校運営協議会規則の制定についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

議案第39号、春日部市学校運営協議会規則の制定について、提案理由及び主な内容を説明申し上げます。

議案書の19ページをご覧ください。

提案理由でございますが、本案は、市内の小学校、中学校及び義務教育学校に、コミュニティ・スクールを導入するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会の設置について制定したく、提案するものです。

続いて、主な内容について申し上げます。

議案書20ページをご覧ください。

第2条の条文にありますように、学校運営協議会とは、各学校の学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、春日部市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものでございます。

次に21ページ下の方、第8条、委員の任命をご覧ください。協議会の委員は、15名以内とし、下の(1)対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、(2)対象学校の所在する地域住民など(8)までに掲げる者のうちから、市教育委員会が任命するものでございます

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

学校評議員という制度もございます。この方たちも各学校で、それぞれの活躍をなさっております。学校に対して様々なご意見等があつて、その学校の運営をスムーズにという組織。

今回の運営協議会は、法的なものなのか規則的なものか、この辺の違いはあるかと思いますが、気になる所が第5条第2項に、協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に意見を述べることでございまして、人事は教育委員会で行うもの。それを、この協議会の方々が言うということも可能なのでしょうか。学校評議員、運営協議会委員のバランスはいかがなものでしょうか。

もう1点、第6条では毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うとあります。それは第三者評価という組織があろうかと思いますが、運営協議会の方々が評価をしていくのかということが理解できないものですから、説明いただけますでしょうか。

鎌田教育長

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

学校評議員制度と学校運営協議会制度の違いについてでございますが、委員ご指摘のとおり学校評議員制度は、学校教育法の施行規則。学校運営協議会制度は、先ほども申し上げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律となり、それぞれ根拠が異なります。

大きく違う点について申し上げますと、学校評議員につきましては、学校長の学校経営、学校運営に意見を述べるだけでのものになります。学校運営協議会委員につきましては、議案書20ページ、第4条になりますが、校長の基本方針、経営方針に関しまして、協議会の承認を得るものである。一緒に考えて、協議して進めていくということでございます。ある程度、一定の法的な効果を持つ、意思決定を行う合議制の機関であると捉えていただければと思います。

2点目の第5条第2項、いわゆる人事に関してのご質問ですが、教育委員会に意見を述べることで定められております。こちらに関しても、意見を述べることはできますが、〇〇学校の誰を採用、異動させたいといった意見については述べられません。学校の経営の中で、例えば本校は音楽教育を推進している学校である、地域を含め推進しているので、音楽に堪能な教員を、是非この学校にというような意見を述べることでございまして、

3点目、評価について、第6条でございますが、学校評価につきましては学校関係者評価として、もちろん、これまでの学校評議員制度でも、評議員の方々にアンケート等をお

願いしておりましたが、当然、同じように運営協議会に関しましても、学校関係者評価の1つということで実施していくものになると捉えております。

以上でございます。

鎌田教育長

水沼委員、よろしいでしょうか。

水沼委員

理解するよう努力します。

鎌田教育長

これから進めていく方向性に関するものですので、また勉強会等で資料提供していただきまして、コミュニティ・スクールについての教育委員の皆様への情報提供よろしく願います。

他にはありませんか。

岡田委員

第6条に、運営状況について評価を行うとありますが、具体的に何をもって、どういう評価をされる考えなのでしょうか。

鎌田教育長

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

評価の方法についてですが、これから運用していくものなので、各学校において、その学校の学校運営協議会において定めていくことになると思うのですが、基本的には今まで行うものとして保護者アンケート評価、学校職員による自己評価アンケートをやりますが、これの運営協議会の委員に対してのアンケートのようなものと思っております。

第8条にございますように、学校運営協議会は学校評議員とは違い、校長をはじめ、学校の教職員もその委員になりますので、保護者、地域の方々へのアンケートを内部の学校の教育職員へのアンケートを実施してまいりますので、これから各学校で工夫されていくものと考えております。

以上でございます。

鎌田教育長

補足いたしますと、学校評価に関しては大きく3つございまして、1つは教職員による自己評価、これを通常学校評価とっております。

もう1つは地域住民、保護者等の意見を把握する学校関係者評価。

もう1つは第三者評価というものがありまして、例えば大学の教授とか専門的な方に評価していただく。第三者評価につきましては、本市においては実施しておりません。

また、法的根拠について申し上げますと、学校評価、つまり教員が行う自己評価につきましては、学校教育法上で義務になっております。ただ一方、学校関係者評価は努力義務になっております。

しかしながら、第6条の規定は、学校関係者評価を必ずやってくださいというような規定が盛り込まれているものと考えられますので、実際、埼玉県におきましては、学校関係者評価は既に実施率100%に達しているところではございますが、法的にも学校関係者評価をしっかりとやりなさい、校長の経営方針であったりとか、生徒指導の状況であったり、学習状況であったり、そういったものについて教員が評価したものについて、あるいは保護者アンケートを取ったものについて、委員の皆様になんか新たな目で見えていただいて評価していただくと、これによって学校関係者評価を義務付けているという捉えが、この第6条の中にあるというように読み取ることができるのかなということを補足させていただきます。

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第39号 春日部市学校運営協議会規則の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第40号 春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

議案第40号、春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正について、提案理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

議案書24ページをご覧ください。

提案理由でございますが、人事配置における職の追加等に伴い、職の設置の規定等の改正をいたす提案するものでございます。

次に、改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案書25ページをご覧ください。

先ほど、議案38号において説明がありましたように、春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正についてと同様に、職の追加、様式の改正、追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正後の新しい様式につきましては、27ページから38ページにかけて記載しております。

議案書39ページをご覧ください。

附則第1項の施行期日につきましては、公布の日から施行し、第2項の経過措置では、様式の変更に際し、改正前の様式の使用につきまして、必要となる経過措置を定めるものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第40号 春日部市視聴覚センター条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第41号 春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

野口課長、お願いします。

野口スポーツ推進課長

議案第41号、春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書40ページをご覧ください。

提案理由でございますが、体育施設の使用に係る様式の見直しに伴い、許可手続等の規定を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして説明申し上げます。

議案書41ページをご覧ください。

先ほど、議案第38号の春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正についてと同様、様式の改正、追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

様式の改正及び追加につきましては、43ページから51ページにかけて順次記載してございます。

議案書52ページをご覧ください。

附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第41号 春日部市立体育施設条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第42号 春日部市公民館条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

城田課長、お願いします。

城田中央公民館事業担当課長

議案第42号、春日部市公民館条例施行規則の一部改正につきまして、説明申し上げます。

ここで、大変申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。まず、議案書58ページをご覧ください。下部の上記のとおり許可いたします。なお、「選挙事務」の後に「対応」という言葉を挿入願います。もう一つその後の「避難所等開設」の後に「作業」という言葉を挿入願います。同様の修正を60ページの「許可条件等」の中、63ページの下部、65ページの下部、70ページの下部、72ページの下部、74ページの下部にも施してください。

大変失礼をいたしました。

議案書53ページにお戻りください。

提案理由及びその主な内容につきまして説明申し上げます。

提案理由につきましては、公民館の使用許可や使用料の減免許可手続き等に係る様式の追加や修正を行うため、許可手続等の規定等を改正したく提案するものでございます。

次に改正内容につきましてご説明申し上げます。

先ほど議案第38号、春日部市民文化会館条例施行規則の一部改正についてにおいて説明がありましたと同様に、様式の改正、追加に伴い、所要の改正するものでございます。

改正後の新しい様式につきましては、56ページから77ページにかけて順次記載してございます。

78ページは附則としまして、この規則は公布の日から施行すること。また、経過措置としまして、この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることといたしました。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第42号 春日部市公民館条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案どおり可決と決しました。

以上で議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第45号 春日部市史編集委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第45号、春日部市史編集委員の委嘱につきまして、報告申し上げます。

お手元の議案書79ページをご覧ください。

春日部市史編集委員につきましては、令和2年9月30日をもちまして、任期満了となりましたので、春日部市史編集委員要綱第2条の規定に基づき委員の委嘱を行ったものでございます。

市史編集委員の職務でございますが、要綱第3条で監修者は市史に関する調査、執筆、編集の指導及び助言に関すること、編集員は市史に関する調査、執筆及び編集に関することとなっております。

また、その組織でございますが、要綱第2条で、歴史学の専門家として監修者1名を、市史に関し知識経験を有する者又は学識経験を有する者として編集員8人以内をもって構成することとなっております。

続きまして、議案書80ページには、委嘱した6名の編集委員名簿を掲載しております。名簿番号1番の武井様は、これまで長きにわたって編集員としてご指導いただいておりますが、県立文書館等の職歴を踏まえて監修者へ、6番の板垣様は今後の刊行計画により、民俗領域の専門家として新規に委嘱したものです。

その他、2番から5番の編集委員は引き続きの再任となるものでございます。
任期につきましては、令和2年10月1日から令和4年9月30日までの2ヵ年となります。
文化財保護課からの報告は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

宗広学校教育部長

11月定例会につきましては、11月17日、火曜日、午後1時30分から、教育センター2階視聴覚ホールでの開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、10月定例教育委員会を閉会いたします。